

津山市監査委員告示第4号
令和4年2月28日

地方自治法第199条第7項の規定に基づき令和3年度の公の施設の指定
管理者監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のと
おり公表する。

津山市監査委員 和田 賢二
津山市監査委員 岡 安 謙 典

令和 3 年度

公の施設の指定管理者監査結果報告書

津山市監査委員

第1 監査の対象

指定管理者	社会福祉法人 千寿福社会
施設	津山市障害者福祉センター神南備園
所管部署	環境福祉部障害福祉課

第2 監査の実施日等

実施日	令和4年1月27日
実施場所	津山市障害者福祉センター神南備園

第3 監査の着眼点

令和2年度における公の施設の指定管理に係る出納及びその他の事務が、関係法令、協定書及び仕様書に従い適正かつ効率的に執行されているか、また、指定管理者制度の目的に沿った運営がなされているか等を監査の着眼点とした。

第4 監査の方法等

監査にあたっては津山市監査基準に準拠して、所管部署及び指定管理者から監査資料の提出を求め、書類の調査、関係諸帳簿等との照合を行ったほか、関係者から説明を聴取するとともに、施設の現地調査を実施した。

第5 指定管理の状況

1 施設の概要等

- | | |
|-----------|--|
| (1) 所在地 | 津山市大谷600番地 |
| (2) 設置目的 | 障害者及び障害児の福祉の増進を図るもの |
| (3) 敷地面積 | 992.00 m ² |
| (4) 延床面積 | 586.63 m ² |
| (5) 施設の内容 | 社会適応訓練室、日常動作訓練室、作業室、図書室、浴室、相談室、事務室、談話コーナー、トイレ、神南備園第2棟等 |

2 管理業務の内容

- (1) 津山市障害者福祉センター神南備園条例第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 津山市障害者福祉センター神南備園（以下「福祉センター」という。）の施設又は設備の使用の許可に関する業務
- (3) 福祉センターの維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、福祉センターの運営に関する事務のうち、市長のみが行うことができる権限に関する事務を除く業務

(5) 施設等の使用料金の徴収に関する業務

3 指定の期間 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで

4 指定管理料 12,731,482 円 (令和2年度決算額)

5 利用料金制 採用していない

第6 監査の結果

公の施設の管理に係る事務の執行について、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部において改善を要する点が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

1 指定管理者について

(1) 仕様書では業務の一部を第三者に委託する場合、津山市と協議の上実施する旨が記載されているが、口頭で承認を受けていたため、協定書第47条第1項に基づき書面で行うよう改められたい。

(2) 本業務の実施にあたり指定管理者においてリスクに応じた必要な保険に加入されていたが、その内容を証する書類等が提出されていなかったため、協定書第29条第3項の規定に基づき加入した保険証券等の写しを提出されたい。

2 所管部署について

(1) 指定管理料の振込先を、協定書第46条により開設されている指定管理業務固有の口座ではなく、指定管理者の別口座へ振り込んでいた。指定管理業務の実施に係る収支を適切に管理するために、指定管理業務固有の口座に振り込むよう改められたい。

(2) 業務報告書などの指定管理者から提出された文書に受付印の押印がなく、収受票も確認できなかった。書類の提出日が分かるように受付印を押印するとともに収受票を作成し、報告内容の確認をされたい。

- (3) 福祉センターには市が貸与している備品のほか、指定管理者が購入した備品があるが、定期的な備品台帳との照合及び点検が実施できていなかった。津山市物品会計規則第34条の規定により毎年3月末現在において保管する備品と備品台帳を対照点検して、現在高を確認するよう改められたい。
- (4) 中央公民館からプレファブ倉庫が移管され、建物の名称を「神南備園第2棟」と変更し、平成30年3月5日付けで指定管理業務に追加する協定変更が行われた。当該施設の次の点について検討し、課題を整理されたい。
- ① 財産台帳ではプレファブ倉庫という名称のままであること。
 - ② 条例・規則に規定されていないこと。
 - ③ 建物総合損害共済（全国私有物件災害共済）に加入していないこと。

3 共通事項（指定管理者・所管部署）

- (1) 福祉センターの利用に際して、津山市長宛の使用許可申請書を使用しているが、津山市障害者福祉センター神南備園条例施行規則第12条の規定に基づき指定管理者宛に改められたい。
- また、使用申請者に対して使用許可書を通知していなかったが、同規則第3条の規定に基づき使用を許可したときは申請者にその旨を通知されたい。
- (2) 福祉センターの利用者から提出された使用料免除申請書は指定管理者が事務処理していた。使用料の減免に関する権限は市長に属するため、津山市障害者福祉センター神南備園条例施行規則第6条第2項の規定に基づき適正に事務処理されたい。
- (3) 津山市は「津山市有施設に設置する清涼飲料水等自動販売機による販売に関する契約」を指定管理者と締結し、売上に応じた納付金を収入しているが、毎月の売上数及び売上実績額等の報告は清涼飲料水販売業者から直接津山市へ提出されていた。同契約に基づき、指定管理者から津山市へ報告するよう改められたい。
- (4) ガイドライン、協定書、仕様書で指定されている期日に次のとおり相違がある。理事会の開催時期も考慮の上、適切に事務処理が行われるよう整理されたい。
- ① 次期事業計画について、ガイドラインでは「年度内に市の承認を得ること」とされ、協定書第21条では「毎年度津山市が指定する期日までに提出」とあ

るが、市から期日の指定はされず、指定管理者から5月に提出されていた。

- ② 事業報告書については、仕様書では「年度終了後30日以内に提出すること」とされ、協定書第22条では「年度終了後速やかに」とあるが、指定管理者から5月に提出されていた。また、事業報告書を作成し提出する際に、様式第8号「指定管理者事業報告書」の添付がなかった。

第7 監査委員の意見

監査の結果については前述のとおりである。

福祉センターは、平成6年4月、在宅障害者の社会生活への適用や生きがいを高め、自立や社会参加を促進し、障害者福祉の増進を図るために設置された施設である。

平成27年度から「笑顔のために全力で応援！」を運営理念に掲げ、社会福祉法人千寿福祉会が指定管理者となり、平成30年度には再度指定を受け、令和3年度で7年目を迎えている。

指定管理者は、福祉センターにおいて本来の業務である生活介護支援事業、計画相談支援事業、日中一時支援事業、貸館事業等を行うとともに、令和元年度からは障害福祉と介護保険のサービスを同一の事業所で一体的に受けられる「共生型サービス」を実施した。このことにより、障害のある方が65歳以上になっても今までのサービスを引き続き同じ事業所で利用できるようになった。モニタリングにおいても利用者へ満足度アンケートを実施し、浴室暖房乾燥機の導入や相談員の増員等利用者の声を反映しながらサービスの改善と向上に積極的に努めている。

これらの経営努力により利用者実績は、指定管理者が目標として定めた利用者数を毎年上回り、同施設の収支決算状況も安定している。

また、障害者に対する事業とあわせて、高齢者事業を一体的に行うよう施設整備を行うことで、ふらっとカフェ、こけない体操等、地域貢献の場所としての役割も果たしている。

今後とも、指定管理者がそのノウハウを遺憾なく発揮できるよう、市は指導監督に努め、指定管理者とともに施設の適正な管理と利用者に対するサービスの向上を図り、障害者福祉施策の推進に努められたい。